

会財政についてご意見をお聞かせください。



監事 大八木 葉子 (50期)

監事の日常ですが、私達は、理事者会（毎週基本的に2回程度開催されます）、財務委員会、月例監査、常議員会などに出席し、理事者会では意見を述べるなどしています。年明けからは予算編成会議にも出席します。

ところで、会長や副会長と違い「監事」の仕事にはあまり馴染みがないかもしれません。

東京弁護士会会則第46条は「監事は、本会の財務を監査する」、第121条は「監事は、任期中の本会の収入及び支出の決算を監査し、定期総会で報告しなければならない」、東京弁護士会会計規則第48条は、1項で「会長は、…収支計算書及び財務諸表について、監事の監査を受けなければならない」、2項で「監事は、前項の監査結果についての意見書を提出しなければならない」と定めています。このよ

うに、監事の仕事の大きなものは当会の財務を監査、報告し、監事意見書を作成することです。毎年5月下旬の当会定期総会に先立ち「定期総会招集通知」という分厚い冊子が届きますが、そこに予決算の資料の他に監査報告及び監事意見書が掲載されています。今度の定期総会招集通知には、私達が作成する監査報告と監事意見書が掲載される予定です。

当会の収入の多くは会員の会費や負担金等であり、無駄な支出をなくすとともに、大切な財源を各事業の必要性に応じてバランスよく配分する必要があります。当会ウェブサイトの会員ページでも予決算や監事意見書を見ることができますので、会員の皆様には、是非会財政に関心を持っていただき、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

会財政は潤沢なのか、枯渇するのか



監事 黒崎 隆 (50期)

当会の財政は健全なのでしょうか、潤沢なのか、枯渇する可能性があるのか、LIBRAの読者はどのようにお考えでしょうか。

監事に就任するまで特に当会財政についての十分な知識をもっていなかった私が言うのもおこがましいことは承知の上ですが、冒頭の問いに「え？」と思われた方は是非当会の予算、決算資料をまずは眺めていただいて財政について興味を持っていただきたいと思います。

社会構造が複雑化するなかで、制度のひずみや法の不備が様々な分野で生じています。当会はそのニーズに応じて委員会や対策本部等を数多く設置し、多くの会員及び会職員がその会務活動を支えています。これは弁護士会に託された社会的責任を全うするために意義のある活動であることは言うまでもありません。

しかし、このような当会の活動には当然財務的な裏付けが必要であるところ、当会の活動の範囲の広がりに応じて毎年の支出も増えています。本年度財務シミュレーションを作成し検証した結果として、財務状況が決して潤沢ではないこと、事業費が毎年一定割合で増加することを前提とすると（増加率によっても異なりますが）数年後には財政が枯渇することが指摘されています。

このような状況で今年度は公設事務所の在り方PTで公設事務所への支援を制限的に行うことが議論されています。また、統合、廃止を含めた委員会及び対策本部等の予算の削減、箱ものからの脱却を含めた法律相談会計の健全化、人件費の削減などの施策の必要性が議論されています。

多くの会員の皆様に当会財務に関する問題点を理解していただいて議論していただきたいと思います。